

令和 7 年

七ヶ浜町議会会議録

1月会議 1月7日 開会
 1月7日 散会

七ヶ浜町議会

令和 7 年 1 月 7 日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会 1 月会議会議録

（第 1 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会1月会議会議録第1号

令和7年1月7日（火曜日）

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 鈴木洋市君 | 2番 | 鈴木篤君 |
| 3番 | 佐藤信輝君 | 5番 | 鈴木博君 |
| 6番 | 鈴木恵子君 | 7番 | 佐藤直美君 |
| 8番 | 熊谷明美君 | 9番 | 佐藤壮一君 |
| 10番 | 遠藤喜二君 | 11番 | 岡崎正憲君 |
| 12番 | 歌川渡君 | 13番 | 仁田秀和君 |
| 14番 | 安倍敏彦君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|---------------|--------|
| 町長 | 寺澤薫君 |
| 副町長 | 平山良一君 |
| 総務課長兼デジタル推進室長 | 藤井孝典君 |
| 防災対策室長 | 石井直紀君 |
| 企画財政課長 | 青木ゆかり君 |
| 税務課長 | 遠藤衛君 |
| 町民生活課長 | 宮下尚久君 |
| まちづくり振興課長 | 鈴木昭史君 |
| 建設課長兼復興推進室長 | 鈴木英明君 |
| 国際村事務局長 | 我妻幸弘君 |
| 子ども未来課長 | 菅井明子君 |
| 健康福祉課長 | 関本英児君 |
| 長寿社会課長 | 沼倉隆弘君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 会 計 管 理 者 | 鈴 木 正 実 君 |
| 上 下 水 道 事 業 所 長 | 後 藤 謙 一 君 |
| 教 育 長 | 須 藤 清 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 稲 妻 和 久 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 遠 藤 弘 次 君 |

事務局職員出席者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐々木 祐 一 君 |
| 同 書 記 | 鈴 木 一 叶 君 |

議事日程 第1号

令和7年1月7日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議日程の決定
- 日程第 4 議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 5 議案第2号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 6 請願第1号 来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金
引き上げを求める請願書の委員会審査結果について
- 日程第 7 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議日程の決定
- 日程第 4 議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 5 議案第2号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 6 請願第1号 来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金

引き上げを求める請願書の委員会審査結果について

日程第 7 議員の派遣について

追加日程第 1 議員提出議案第 1 号 持続可能な年金制度を実現するための改定を求める
意見書の提出について

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） 皆様、新年明けましておめでとうございます。

執行部各位、議員各位におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。本年もどうぞよろしく申し上げます。

ただいまから、令和7年七ヶ浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番岡崎正憲議員、12番歌川 渡議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年七ヶ浜町議会定例会の会期は、本日から12月26日までの354日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月26日までの354日間と決しました。

日程第3 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年七ヶ浜町議会定例会1月会議の日程は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、1月会議の日程は本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君）　ここで、諸般の報告をいたします。

前回の12月会議から今回の1月会議の開始までにおける諸般の報告については、お手元に配付した資料のとおりであります。この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君）　ここで、寺澤 薫町長より、招集及び新年の挨拶をいただくとともに、提案理由の説明をお願いいたします。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君）　議員の皆様、新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくをお願いいたします。

本日、令和7年七ヶ浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、新年の挨拶の前に、この場をお借りいたしまして、私から、議員及び町民の皆様並びに関係機関の皆様に対し、一言おわびを申し上げたいと思います。

昨年12月、本町の長寿社会課が事務局となっている七ヶ浜町民生委員児童委員協議会及び仙台ブロック民生委員児童委員協議会連絡協議会の事務局担当職員が、それぞれの預金口座から預金を引き出し、私的流用していたことが判明いたしました。

本事案が発生したことについて、誠に遺憾であり、あってはならない行為でございます。町民の信頼を損ねる行為であり、関係する機関の皆様にも多大なる御迷惑と御心配をおかけいたしましたことに、深くおわび申し上げます。町長として、このことを重く受け止め、その責任を痛感しているところであります。

今後、綱紀粛正を徹底し、信頼を取り戻すべく職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、定例会1月会議の開会に当たりまして、挨拶をさせていただきます。

本年は穏やかな新年を迎えておりますが、昨年を振り返りますと、昨年元旦に発生した能登半島地震では、改めて災害への備えの大切さを通過した年明けでもございました。能登の皆様の一日も早い平穏な日常の暮らしが戻りますことを心よりお祈りするところでございます。

本町といたしましても、近年懸念される日本海溝型地震をはじめ激甚化する災害に備え、東北大災害科学国際研究所等との連携を深めながら、避難路の整備など、ソフト、ハードの両面から防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年は、全国で住民の日常を脅かす闇バイトによる強盗事件が多発した年でもございました。このことを踏まえ、防犯につきましては、防犯カメラの設置も含めて、関係機関と連携をしながら、地域ぐるみで犯罪の起きにくい環境づくりを進めてまいります。

また、一方で、今なお世界各地で紛争や対立による政情不安や気候変動など、それらの影響により、燃料をはじめ資材や食料等の日常必需品までが高騰し、私たちの暮らしを脅かしているところでございます。

国内におきましては、昨年の臨時国会において、経済対策の3本柱として、経済成長、物価高騰対策、防災強化を内容とした2024年度補正予算が成立しております。本町におきましては、町民の生活の安定を図るため、政府が打ち出す施策を注視しながら、引き続き物価高騰対策等に係る各種事業に取り組んでまいります。

また、話題となっている103万円の壁につきましては、政府が令和7年度の税制改正に向けて協議を続けており、地方自治体にとりましては、住民への行政サービスに結びつく地方財源に大きく影響するものであることから、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

本年におきましても、引き続き6つの政策を基本軸として、本町では、まずは安全で安心して暮らせる防災への対応はもちろんのこと、子供たちの人材育成や町民の健康づくりを重点として、産業振興面ではトリガイの生育、さらには、住民生活に急速に浸透するデジタル化を踏まえ、行政手続面におきましても、デジタル化の推進についてブラッシュアップして取り組んでまいります。

近年は先の読めないVUCAの時代と言われます。複雑かつ曖昧で、これまでの経験や成功事例が通用しない時代とも言われております。引き続き情報のアンテナを高くし、分析力を高めて真摯に取り組んでまいります。

最後に、今年の干支はみ年であります。蛇は脱皮して再生を繰り返すという意味合いもあり、縁起のよい年と捉えております。職員一同、様々な課題に対してアップデートし、実り多き一年にしたいと思っておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和7年七ヶ浜町議会定例会1月会議招集に係る年頭の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会1月会議に御提案いたしました議案について説明い

たします。

今回提出いたしました議案につきましては、議案第1号及び第2号の2議案であります。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第1号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、町職員の懲戒処分に関し、管理監督責任及び今後の戒めの意味を含め、町長及び副町長の給料を一定期間減額するものであります。

次に、議案第2号は、令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）であります。補正の額は5,277万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ83億3,565万7,000円とするものであります。

歳出の内容としましては、物価高騰対応重点支援給付金支給事業であります。主な財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。

以上、御提案しました議案について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

日程第4 議案第1号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第1号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第1号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は、1ページをお開きください。

提案理由といたしましては、先ほど町長よりありましたとおり、町職員の懲戒処分に関し、管理監督責任及び今後の戒めの意味を含め、町長及び副町長の給料を一定期間減額するものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明いたします。

議案参考資料1ページを御覧ください。

今回、附則に新たに1項を加えて「14項」を新設いたします。「14項」において、町長の給料を、令和7年2月1日から同年4月30日までの間、別表第1に定める額に100分の10を乗じ

て得た額を減じて支給。また、副町長の給料を、同年2月1日から3月31日までの間、別表第1に定める額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給することを加えるものとなります。

議案書2ページにお戻りいただければと思います。

附則により、施行期日は公布の日からとなります。

議案の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 4点ほど質問させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 3点お願いします。

○12番（歌川 渡君） 1点目、過去の職員の公金横領事件では、管理監督者である担当職員職責者、特別職の給与減額措置はなかなか行わなかったと思いますが、今回このような措置を取った理由について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

特別職の給与の減につきましては、前回、何回もあっても問題はあれなんです、前回の案件のときにも同様の措置を講じているところでもあります。今回も事件の重要性を鑑みて同様の措置を取ったということになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そのときと給与の減給額というのはどのような形での対処をしたのか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 減額幅につきましては、前回と今回は同額というふうになります。期間も同様ということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目に移ります。

管理監督者である担当職責者も単月給与の減額の対象となっていることが先日の全協で説明がありました。そこで、今回の条例の一部改正については、町長及び副町長の減額措置であります、職員については、職員の給与に関する条例及び職員の給与の支給に関する規則等々の、または職員の、条例等、規則等のどこに該当しているのか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらにつきましては、給与条例ではなく懲戒処分の規定に基づき処分しているものでありますので、分限懲戒規則、そちらのほうでの規定となります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これは分限措置のどこに該当するのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 懲戒規定の中にあります減給、免職、停職、書いてある部分の減給の部分に職員、課長と係長の部分に関しましては、適用させての判断ということとなります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて、職員の分限に関する規定及び職員の分限に関する訓令等々明示されておりますが、そのどこに、何条に該当するのか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 職員の懲戒処分の規定、訓令に関しまして、今資料をちょっと持ち合わせしておりませんでしたので、後ほど改めて御提示させていただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 休憩を求めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） では、暫時休憩。

午前10時17分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 大変お待たせいたしました。

ただいまの御質問の規定ですが、職員の懲戒の手続き、効果等に関する条例第3条、減給の効果というところに示してありまして、こちらのところに、減給は1日以上6か月以下、最後のほうに、10分の1以下に減ずるものというところに示しておるところであります。

以上です。

- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 第3条の何項。
- 議長（安倍敏彦君） 総務課長。
- 総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 第3条は1項しかございませんので、第3条の本文そのものということになります。
- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 改めて、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例、それとも規則。
- 議長（安倍敏彦君） 総務課長。
- 総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 条例の名称ですが、職員の懲戒の手続き、効果等に関する条例ということになります。昭和26年12月22日。
- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。3問目。
- 12番（歌川 渡君） 3問目。先日の23日の全協での経過説明で、今年12月に着服を認め、11日まで全額を弁済したと報告されましたが、着服した日を処分日とすべきではなかったのか、23日付としたその経過について説明を求めたいと思います。
- 議長（安倍敏彦君） 総務課長。
- 総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 職員の処分につきましては、規定上、分限審査会を経て、町長に答申が出まして、それにおきまして町長が処分を決定するということになりますので、事件日ではなくて処分を下した日ということになりますので、その処分を決定した日が23日ということになりますので、処分日がそのようなことになっております。
- 以上です。
- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 今町長が処分を決定したという、その規則等々についての記述を説明してもらいたいと思います。
- 議長（安倍敏彦君） 総務課長。
- 総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらにつきましては、まず分限懲戒審査会に町長が諮問しまして、そちら答申、そちらの分限懲戒審査会の規程に基づいて行うものです。その答申を受けて、最終的に町長が辞令としてその処分を発出するということになっております。
- 以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） その期日というのは、先ほど言われた職員の懲戒の手続き、効果等に関する条例等々のどこの文言に当てはまるのかどうか。要するに、発覚したのが12月ということなので、何日かは分かりません。しかし、11日に行くと、11日までの一定の期間、当局がこの委員会に基づいて対処したと思うんですけども、その時点でも横領というのを、公金横領をしているので、当然、その発生し確認した日が当然対象としなければいけないのではないのかなというふうに思っているのですが、なぜ遡っての対象にしなかったのか。遡らないという規定がどこの文言に定められているのか。その点。一般的に考えればおかしいじゃない。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、規定上は、遡る遡らないというのは明記はされておられません。というのは、基本的にはこの分限とか免職とか処分に関してになりますが、不利益処分に関しては基本的に遡らないという本質的なところがございまして、あくまでも調査確認して事実が確認できたら、事実が確定したという段階で初めて処分を下すということになっております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑はありませんか。

歌川議員。残り1点。

○12番（歌川 渡君） 改めてそのことで確認させていただきたいと思います。

23日というのは、事によっては12月10日というのが職員の賞与の支払いです。支給日です。20日というのが職員の月給与の支払い日です。要するに、その部分は当然、懲戒免職した職員に対して支給していたのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） そちらにつきましては、規定に基づき支給ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、そういう過去にわたって一定の期間横領していたという事実と、あとは発覚した曜日、そして、その上でこの124万というお金を返した。私ね、賞与ももらって、給料ももらって、僅か124万で懲戒免職された方、本当にかわいそうだなと思うんですけども、（「いやいやいや」の声あり）そこまで、恩赦するというような措置というのはやるべきではなかったのかなと思いますけれども。なぜ規定がない中で、遡及して対象にしなかったのか、公金がね、横領した人にボーナスも給与も払っちゃっているんでしょ、公金を。

そういう当局の対応というのはちょっと甘いんじゃないかなというふうに思いますが、その点、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの質問ですが、御質問の趣旨等々を十分理解しております。認識もそのとおりに考えるところはございますが、給与、賞与に関しましてはこのような処分が下される、うちの町だけではなく、このようなケースでは処分が下される前の支給日に関しまして出てしまうというところがございます。これはルール上、規定上、どうしようもないところでもございますので、何とぞ御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そういう発覚した日を規定して、そしてその以降に支給したものについては返金してもらうという措置を取ること自体が、町民に対する公のお金の正しい対処の仕方ではないかなというふうに思いますが、担当課としての認識について改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 歌川議員おっしゃるところ、ごもっともなところはるかと思えます。ただしこれは、先ほども御説明させていただいたんですが、不利益処分に関しましては遡及ができないというところがございまして、処分についてもできるだけこちら早く急いで、次の支給につながらないようにということをやったものでございます。しかしながら、事件が既に起きているであろうところまでを遡っての処分が規定上できないということになりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了します。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第2号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第2号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第2号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,277万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億3,565万7,000円に定めようとするものであります。

今回補正するものとしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で、事業内容は、物価高騰対応重点支援給付金を低所得世帯へ支給する事業であります。

それでは、歳入について説明いたします。

8ページをお開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金5,277万9,000円は、国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における低所得世帯支援の財源として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、特に、家計への影響が大きい住民税非課税世帯の低所得世帯への支給給付金事業へ充てるものであります。

次に、9ページを御覧ください。

歳出について説明いたします。

3款1項11目物価高騰対応重点支援給付金支給事業費（低所得世帯支援枠等）は、歳入でも説明したとおり、国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の一つで、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯の低所得世帯に対して1世帯当たり3万円を、その世帯に18歳以下の子供がいる場合は、子供1人当たり2万円を加算し給付するものであります。給付金の総額は5,000万円で、住民税非課税世帯を1,500世帯、子ども加算分の対象人数を250人と見込み積算しております。残りの277万9,000円は、事務費、人件費であります。

なお、この事業は年度をまたぐものとなりますので、後日開催予定の定例会において、繰越明許費を計上する予定としております。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田秀和議員。

○13番（仁田秀和君） 3点について伺います。

議案書9ページの3款1項11目18節の物価高騰対応重点支援給付金について伺います。

事業の概要につきまして、先般の全協において、システム改修から1回目の支給予定までの説明ということで受けました。改めまして、申請受付開始から申請期限、そして支給まで、滞りなく進めるための具体的に想定しているスケジュールを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） ただいまの御質問について、お答えさせていただきます。

今回、物価高騰対応重点支援給付金の低所得者支援枠ということで、非課税世帯への給付金を支給させていただきますが、今回補正予算のほう通りでしたら、今後、2月下旬頃をめどにシステムを改修させていただきますして、住民の方、対象の方に3月上旬頃をめどに、世帯のほうに通知を送らせていただく予定として考えております。

また、それを踏まえて、3月下旬頃に1回目の支給というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） スケジュールについては理解しました。

2点目についてでございます。申請手続について、こちらも説明を受けましたが、対象世帯には通知を送付するというところではございました。その対象世帯について、住所変更や未申請による漏れを防ぐための追加的なフォロー策、未申請世帯への再通知や個別相談等の設置等は予定されているのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 未申請の方につきましては、今後、複数回にわたって広報やホームページ、ライン等、そういったものを踏まえて住民の方に周知させていただきたいと思っております。また、再通知等につきましても、複数回にわたって対象の方に郵送で御連絡させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、申請手続の簡略化について、国のメニューの設定ということでございますけれども、こちらの本町独自のそういった取組について、もしございましたら説明をいただきたいというふうに思います。

また、高齢者であったり障害をお持ちの方への支援策についても併せて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回の給付金につきましては、低所得者支援枠を活用したもの

になりますので、あくまでも非課税世帯を対象にした給付事業ということになりますので、御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 失礼しました。

今回の給付金につきましては、書類等内容に不備がない方、口座とかそういったものに変わりのない方に関しましては、自動的に振込を行うプッシュ型での支給になりますので、これまで数年行ってきたことでもございますので、そういったことで対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） これまでどおりの対応ということで理解しました。

それでは、3点目に移ります。

こちらの事業に対する事業評価、今後どのようにされるのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回、住民税の非課税の世帯への支給ということで、速やかに支給をさせていただいて、物価高騰に対する対応を今後とも引き続き行っていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、今回につきましては、国の施策でございますので、それは100%やるというふうなことが最大の効果というふうに考えております。ただ、その金額でいいかどうかにつきましては、今後、国のほうで考えていくべき評価だろうというふうに思っています。できるだけ、今までもいろいろこういった交付金とかありましたけれども、100%には至っていないですね。必ず抜けている方がいらっしゃいますので、できるだけ何回かに分けて、再通知申し上げて、手続をしていただくように、この辺を促していきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） こういった点について質疑させていただきましたのは、物価高騰対応に関しましては、今回のメニューでは非課税世帯に対するということでございましたが、あらゆるところで物価高騰で家計が逼迫しているというものは町長も御理解されているところだと思います。そういった事業評価も含めまして、今後の対応、町独自の対応というものが考えられていくのかなというふうに思いましたので、国のメニューではありますけれども、そういった

ところも踏まえて、今後の町の施策につながる、つなげていく考えについて再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから今後のというふうなことで、私のほうから回答申し上げたいと思いますが、現時点で、国のほうでいろんな事業、交付金のメニューを少しずつ出しているわけなんです。今後どういった施策が、あるいは政策が出てくるかということについては今の段階ではなかなか見通せない部分がございます。これでということであれば、今後、町単独でもやるべきことがあるんじゃないかというようなこと当然ながら考えていかなければならないところなんですけれども、今の段階ですと、政権批判になるのはあれなんですけれども、何が出てくるか、今の段階で、政治情勢によってはいろんな交付金、そういったものが、メニューが出てくる可能性がすごく高いというふうに考えていますので、もう少し先にちょっとその辺は考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 請願第1号 来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金引き上げを求める請願書の委員会審査結果について

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、請願第1号来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金引き上げを求める請願書の委員会審査結果についてを議題といたします。

審査の結果を教育民生常任委員会熊谷明美委員長より報告を願います。御登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 日程第6、請願第1号来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金引き上げを求める請願書の委員会審査結果について御報告を申し上げます。

令和6年定例会12月会議において、教育民生常任委員会に付託されました請願第1号来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金引き上げを求める請願書について、令和6年12月20日に請願者からの説明を受け、委員会で審査した結果、不採択とすべきものと決しましたことを御報告いたします。

不採択に至った主な理由といたしましては、本請願で提案されている内容には一定の妥当性はありますが、現行の年金改定ルールは、物価変動率や賃金変動率を反映しており、制度の信頼性を確保する観点から、慎重に運用されるべきであるということ、また、年金積立金の活用を提案されておりますが、将来世代への影響や財源確保策が十分に議論されているとは考えにくく、現時点で請願内容を採択することには課題があるということから、本委員会で審査し、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、御報告をいたします。

○議長（安倍敏彦君） ただいまの報告に対する質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

委員長は自席へお戻りください。

〔教育民生常任委員会委員長 熊谷明美君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。初めに、本請願について賛成討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

請願第1号来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金引き上げを求める請願書に賛成の立場で討論いたします。

故安倍晋三政権の12年間を見ると、公的年金の引下げ額は実質7.8%で、物価上昇11.3%を上回り、年金受給額には到底及ばない状況になっておりました。さらに、この12年間の年金削減額は何と30兆円を超える状況でありました。厚生労働省が昨年7月に発表した財政検証によると、過去30年と同じ実質経済成長率が続く想定で、年金支給水準を自動的に引き下げるマクロ経済スライドにより、基準年金の減額調整が令和39年まで続く見通しと示されております。これでは、急激な物価高騰に対応できず、高齢者の暮らしを支えることはできません。今こそ、長引く不況と物価高騰で貧困と格差の拡大が深刻になる中、今こそ人間らしく生きられる社会が求められるときではないでしょうか。

今年には5年に1度の年金制度改正の年であります。改正に当たって、年金積立金の有効活用を行うことが求められております。現在の運用基金は、令和6年6月発表で約258兆円、令和

5年度の年金積立運用益については45兆4,000万円と報道されております。積立金の活用を行えば、今年度の物価上昇水準を確保する金額、それが2,600億円であるとも言われております。物価上昇を上回る年金額の引上げや現役労働者の保険料負担軽減にも充当可能ではないでしょうか。

以上のことを述べ、本請願書の趣旨に賛同し、意見書の提出を求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、反対討論はありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、請願第1号来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金引き上げを求める請願書について、反対の立場で討論いたします。

本請願は、物価の高騰に対応し、高齢者の生活を守るために年金額の引上げを求めるものでございます。その趣旨については理解し、高齢者の生活安定が重要であることに異論はございません。

しかしながら、本請願の内容には慎重に検討すべき点がございまして、物価の高騰に対応した年金額の引上げを求めています。その内容は、現行の年金改定ルール課題に対して十分な対応を示していないという点がございまして、現在の年金制度は、物価変動率や名目手取り賃金変動率、マクロ経済スライド調整率を基に年金額を決定する仕組みとなっておりますが、物価の急激な上昇に対して十分な対応ができていないという指摘がなされております。この問題には深刻な懸念を抱いております。

しかし、本請願は、制度の仕組みが抱える問題に対して十分な考察がなされておらず、単に物価の高騰分を上回る年金の増額を求める内容にとどまっております。また、原資については、年金積立金の活用を請願書では促されておりますが、添付されました意見書との整合性に欠ける点についても否めません。

そのため、請願の趣旨には一定の妥当性は認められるものの、より現実的かつ持続可能な対応を求める必要があると判断し、本請願の採択には慎重な立場を取らせていただくことから、本請願に反対いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本請願に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。本請願を採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

お諮りいたします。先ほど、仁田秀和議員より、持続可能な年金制度を実現するための改定を求める意見書の提出についての議案が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって議員提出議案第1号を追加に日程し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

追加日程第1 議員提出議案第1号 持続可能な年金制度を実現するための改定を求める意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 追加日程第1、議員提出議案第1号持続可能な年金制度を実現するための改定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の仁田秀和議員へ説明を求めます。御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） それでは、私から議員提出議案第1号について説明いたします。

持続可能な年金制度を実現するための改定を求める意見書について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、近年、物価の高騰が続く中、高齢者をはじめとする多くの国民が生活の維持に困難を抱えております。特に、エネルギー価格や生活必需品の急激な値上がりは、高齢者の購買力を著しく低下させ、その生活基盤を脅かしております。高齢者をはじめとする国民が安心

して生活できる社会を実現するため、国に対し、持続可能な年金制度を実現するための改定を求める意見書を提出することを提案するものでございます。

内容につきましては、議員各位より事前に御賛同いただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） この際、全員が提出者及び賛成者のため、質疑と討論を省略し、採決をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔13番 仁田秀和君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議員の派遣について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本年中に開催が予定されています全国町村議会議長会、宮城県町村議会議長会、宮城黒川地方町村議会議長会、二市三町議長団連絡協議会等の開催の各種行事及び各種広域行政事務組合議会の行事、七ヶ浜町並びに七ヶ浜町議会主催の各行事等に、会議規則第130条の規定により、関係する議員をそれぞれ派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本年度中に開催が予定されております諸行事等に関係議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議員派遣について変更を要するものについての措置は、議長に委任されることに決しました。

以上をもちまして、令和7年七ヶ浜町議会定例会1月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、あす1月8日から12月29日までの353日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、明日1月8日から12月29日までの353日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時00分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年1月7日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員